

令和5年 第11回 定例教育委員会 会議録

招集日時	令和5年11月21日 午後6時30分			
開会日時	令和5年11月21日 午後6時30分			
閉会日時	令和5年11月21日 午後7時45分			
開催場所	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室			
教育長	朝倉 孝			
委員出席状況	席番	氏名	出席別	説明のため出席した者
	1	富田信太郎	出席	教育部長 山中 昇 主幹兼上福岡西公民館長 内田 徳子
	2	茂井万里絵	出席	教育総務課長 内田 和明 主幹兼上福岡歴史民俗資料館長 高崎 直成
	3	西山 幸吉	欠席	学校教育課長 石川 聖徳
	4	吉野 榮	出席	学校給食課長 山崎 純
			社会教育課長 永倉 秀雄	
書記	教育総務課係長 田島 輝		傍聴人数	0人
会 議 概 要				
議 事 等				
第32号議案（継続）	ふじみ野市立東台小学校の小規模校課題解決の方針について（可決）			
第33号議案	ふじみ野市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則（可決）			
第34号議案	ふじみ野市立西公民館の今後のあり方について（可決）			
報告事項	専決処理に関する報告について（ふじみ野市教育委員会職員人事について）（承認）			
報告事項	専決処理に関する報告について（令和5年度ふじみ野市一般会計補正予算（第6号）について）（承認）			
(18時30分) 教育長	<p>○開会の宣告</p> <p>ただ今から、令和5年第11回定例教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>なお、西山幸吉委員につきましては、私事都合のため欠席する旨の届け出がありましたことをご報告いたします。</p> <p>また、本日の会議は在任委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立していることを申し添えます。</p>			

<p>各委員 教育長 各委員 教育長</p>	<p>○会議録の承認</p> <p>まず始めに、前回定例会会議録の承認についてです。</p> <p>事前に委員の皆様にお配りしておりますが、何か確認事項等がございますか。</p> <p>（確認事項なし）</p> <p>特にないようですので、この内容で承認してよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>それでは、会議録につきましては、この内容で承認といたします。</p> <p>後ほど、委員の皆様のご署名をお願いします。</p> <p>○教育長からの報告</p> <p>次に、報告をさせていただきます。</p> <p>（教育長からの報告）</p> <p>以上、何点か報告させていただきましたが、確認事項等がございますでしょうか。</p> <p>（確認事項なし）</p> <p>また、前回11月10日には東台小学校の小規模校課題解決の方針について臨時の教育委員会会議を開かせていただきました。本日は継続して審議いただくとともに、市長の方で開催いただきました総合教育会議におきまして、設置者である市長のお考えもお伺いすることができました。それらを受けて、本日の議事に入らせて頂きたいと思っております。よろしく願いいたします。</p> <p>本会議に提案させていただいた議事の件数は、議案3件、報告事項2件です。</p> <p>○審議方法等の確認</p> <p>議案等の審議に入る前に、委員の皆様にご本日の審議方法等について、お諮りしたいがございます。</p> <p>件数番号4、報告事項「専決処理に関する報告について（ふじみ野市教育委員会職員人事について）」は、人事案件のため、非公開とし最後</p>

また、東原小学校と統合する方針については、東台小学校の児童は、大きな集団への適応力に課題が生じるなどの、小規模校のデメリットの影響を受けていると思われることから、子どもたちの健全な成長を図るためには、東原小学校との統合によって早期に小規模校の課題解決を図り、適切な学校規模の教育に還元されるべきであるとのことをご意見をいただいております。

その他、今後の土地開発による児童数増加の可能性についてご質問いただきましたが、東原小学校の学区では、現状、農地として使用している土地が相続等により開発されることも想定されますが、大きな敷地となることは見込まれないため、仮にマンション等の開発があっても児童数への影響は限定的であると考えております。参考として、大原地区における大規模共同住宅（ブリリアシティふじみ野）の建設による児童数への影響をみても在籍児童の増加は、13名程度となっています。

また、東台小学校の学区では、大部分が市街化調整区域であるため大規模な開発が見込まれないことや、既存のマンションについても大きな住み替えが生じていないため、児童数の増加は見込まれておりません。

また、「学校統合」について、委員の皆様よりいただいたご意見として、子どもたちが東原小学校にスムーズに通えるよう、方針が決まり次第、きめ細やかな交流事業や子どもの心に寄り添った支援体制なども含めて、統合に向けた準備を速やかに進めるようご指摘いただきました。

このような教育委員会会議での審議を踏まえ、総合教育会議においては、東台小学校と東原小学校が統合する際に、東原小学校の大きな集団に入ることにより、大井中学校進学時と同様の問題が生じないか、ご心配いただくご意見がございました。

教育委員会では、東原小学校と統合する際に、子ども達が東原小学校の新しい環境や大きな集団の人間関係に馴染めるよう、児童同士の人間関係に配慮した学級編制や、統合前年度からの交流授業を実施することなどにより、子どもたちにとって、東原小学校が馴染みやすい環境となるよう、準備を行ってまいります。

また、統合の前年度から教職員が加配できるよう埼玉県と調整させていただいており、教育委員会においても子どもたちの様子をしっかり見

守ること、支えることができるサポート体制の構築を図ってまいりたい旨を説明させていただきました。

その他、市長より小学校13校、中学校6校を訪問して、「学校現場を見ているが、同学年に複数クラスだと違った雰囲気があって良いと感じている。主役の子供たちが、相応しい環境を作りたい。」というご意見もございました。

委員の皆様からは、はじめは小規模が良いと感じたが、いじめや不登校のこと、友達ができない、担任と合わない等、単学級では厳しいという風を感じているので、ある程度の人数確保は必要と感じている。というご意見もございました。

方針案の内容といたしまして、ふじみ野市立東台小学校の学校規模に関する現在の状況と今後の見込み、小規模校の課題や児童に与える影響を記載させていただいております。そして、保護者や児童、地域の方々をはじめ、教職員から伺ったご意見を踏まえつつ、子どもたちが充実した学習環境の中で学校生活を過ごすことができるよう、東台小学校の小規模校課題解決の方針を定めるとさせていただき、方針（案）として、令和7年4月1日からふじみ野市立東台小学校を東原小学校に統合し、東台小学校の通学区域は、東原小学校の通学区域として再編するものとする。とさせていただいております。

続きます。資料について説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。東台小学校・東原小学校児童生徒数の推移及び将来推計を記載したものです。東台小学校は、設立時474人であった児童数が、令和5年5月1日時点で116人となり、令和7年度には、100人を下回ることが見込まれています。

2 ページをご覧ください。東台小学校の学年別・男女別児童数を推計したものです。男女の偏りがある学年が継続して出現することや、令和8年度にはすべての学年で20人を下回り、少人数の学級となることが見込まれています。

3 ページをご覧ください。不登校出現率を記載したものです。表のとおり、東台小学校の不登校出現率は、他校に比べて高いものとなっています。不登校は、学校や家庭環境などの子どもを取り巻く環境における

様々な要因によって生じるものではございますが、小規模校であることの影響として、大きな集団への適応力に関して、東台小学校の一部の児童に課題が生じており、令和7年4月1日を目標とした、早期の小規模校課題解決を図らなければならない深刻な課題として認識しています。

6ページをご覧ください。小規模校のメリット・デメリットを保護者や地域の皆様、児童、教職員からの主な意見をまとめ、表に整理させていただきました。小規模校の主なメリットとして、「児童同士が、互いをよく理解しあえ、人間関係が深まりやすい」、「異学年間の縦の交流が生まれやすい。」、「教職員の目が児童一人一人に行き渡り、きめ細かな指導ができやすい。」などのことがある一方で、主なデメリットとして、「人間関係が固定化し、新たな人間関係を構築する力を身につけづらい。」、「一定規模の集団の中で、多様な考え方に触れ、社会性を高める機会や学び合いの機会、良い意味での競い合いや切磋琢磨する機会が得にくい。」、「児童同士の人間関係や教員との人間関係に配慮した学級編制ができない。」、「中学進学時を含め集団に馴染めず、不登校に至ることがある。」と整理させていただきました。

また、保護者からのご意見では、「児童の結束力が強く、6年間でお互いを良く知ることがプラスになる。」、「異学年との人間関係を良く学んでいる。」など、小規模校のメリットを評価いただくご意見がある一方で、「クラス替えができないことで児童同士の人間関係のトラブルを解決できなかった。」、「中学校でなじめるか心配。」などのご意見をいただいております。

教職員からの意見では、小規模校のデメリットとして、「クラス替えによる人間関係をリセットができず、トラブルへの対応が難しい。」、「児童の多面性を理解するために必要な複数の教職員による指導ができない。」、「一人一人の教職員の校務分掌の負担が大きい。」とのご意見をいただいております。

続きまして、7ページでは、小規模校課題解決策の内容、課題・留意点と保護者・地域の主な意見をまとめ、表に整理させていただきました。

保護者の意見として、「東原小との統合となった場合、転校する東台

小の児童にとって大きなストレスとなる。児童目線での対応が必要である。」、「合同の林間学校や総合的な学習や特別活動の時間を利用して、両校の児童の交流を促進してはどうか。」とのご意見をいただいております。

また、小規模校の課題解決にあっては、小規模特認校や小中一貫校の導入、学区再編の案については、小規模校の課題解決に必要なクラス替えが可能となる学校規模を適切に確保することができないこと、在籍児童や入学を控える児童への影響を最小限に抑えるために早期に解決を図ることが困難であることなどがあげられます。

東原小学校との統合の案の留意点として、学習環境の変化に関して、両校の交流授業や児童への十分な配慮を実施する必要があると記載させていただいております。

資料1 1 ページをご覧ください。これまでの検討経過及び今後の予定となります。

令和4年度から東台小学校の学校運営協議会委員の方々を中心とした、保護者代表のPTAや地域の代表、学校関係者の方に広く参画いただき、地域懇談会を開催のうえ、東台小学校の小規模校のメリット・デメリットや課題解決策について検討いただきまいりました。

令和5年1月と5月には、保護者・地域説明会を開催のうえ、東台小学校の小規模校の現状と課題、小規模校の課題解決策について説明させていただき、ご意見をお伺いさせていただきました。

また、説明会において保護者への丁寧な対応を求めるご意見をいただいたことから、東台小学校PTAと協議のうえ、投稿フォーム設置により保護者や地域の皆様のご意見をいただきました。さらに、保護者意見交換会を集合・オンライン形式の併用により開催させていただき、様々な観点からのご意見をいただいたところです。

いただきましたご意見については、別添資料にまとめさせていただき、市ホームページにて全て公開させていただいております。総合教育会議におきまして、市長より東台小の小規模校課題解決の方針について教育委員会議における議論を踏まえ、方針案の通り令和7年4月1日に東台小学校を東原小学校に統合することで、進めて欲しいとのお考

	<p>えをお示しいただきました。</p> <p>資料の説明は以上となります。</p> <p>今回の会議においては、ご審議のうえ方針を決定いただきたく存じます。方針決定後、学校、保護者の皆様、地域の皆様に対して、順次説明させていただき、12月の教育委員会会議において、学区審議会委員の委嘱と学区審議会への諮問書を決定いただきたく考えております。</p> <p>説明は以上となります。慎重なご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p>この案件について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
吉野委員	<p>資料1ページ目の東原小学校の児童数の推移なのですが、平成21年の前の段階でピーク時はいつで、そこからずっと減少しているかどうか。併せて、平成21年度からはずっと減少傾向にありまして、令和11年度で96人と100人をずっと切っていくわけですけれども、この原因、理由を教育委員会で把握されていますか。</p>
教育長	<p>設立の時に関わっていた私の方から説明をさせていただきたいと思えます。平成18年度あたりがピークとなっておりますが、当時の大井町では、平成16年度あたりから東原小学校の過大規模解消のため、分離して新たな学校を設立した方が良いという意見がございました。先程の総合教育会議の中でも話が出ましたが、東台小学校地域は、次の周辺の土地利用等の可能性があり、児童数が増加していく見込みでございました。そこで、東原小学校を分離して新たな小学校をとということで建設した経過がございます。ですから、ここまで減少してきたというのは、将来、見込まれた、次の土地利用がそのまま進んでこなかったということが要因の一つとなっております。</p>
吉野委員	<p>承知しました。</p>
教育長	<p>他にご質問またはご意見いかがでしょうか。</p>
吉野委員	<p>小規模校のメリット・デメリットを考えた時、児童数が学校で100名を切った状態での集団活動というのはかなり限定されてしまうのではないかと思います。また、併せて中1問題、中学生になった段階での不登校の生徒の出現率が非常に高い割合になっているということを踏まえ</p>

	<p>ますと、やはり小規模校を解消して統合して集団による教育、これが非常に重要になると思いますので、是非この方向で考えていただきたいなと思います。ただ、統合にあたって、不登校の出現率そのものが今も高いわけですので、東原小学校に統合すると東台小学校の児童は少人数で集団の中に入って行くわけですから、そこら辺の交流授業、交流活動、特に行事等、運動会とか遠足だとかそういう集団を通しての交流活動、もしくは、音楽祭、合唱合奏、また球技でも良いと思うのですが、集団でできる交流を作るとか、授業の交流だとかいろんな機会を設けてスムーズに統合が進んでその後の不登校も解消されるような、また、それ以外の中1問題も解消されるような方向で取り組んでいただけると良いなと思います。</p>
<p>富田職務代理</p>	<p>この件に関しまして、今まで地域懇談会、学校運営協議会、保護者との意見交換会等を開いていただきまして、また、教育委員会におきましても、9月、10月の定例教育委員会会議、また今月に入りまして臨時教育委員会会議と本日の総合教育会議、そして本日の会議ということで、大変丁寧にこの議論を進めていただいたという印象を持っています。もちろん慎重なご意見であったり、反対のご意見であったりというものもあるとは思いますが、様々な議論をいただきまして、また、本日市長からも設置者としてのご意見をいただきまして、この議論は熟したのではないかという印象を持っております。また、この統合にあたって、児童へのケアが大切になっておりますが、先程、学校教育課長からサポート体制の構築を図っていくというご説明がございましたので、是非そういった方向で今後もサポート体制をしっかりと取っていただきながら進めていただきたいという風に思っております。</p>
<p>茂井委員</p>	<p>とにかく子供たちにとって一番良い方向でというのが第一です。様々なメリット・デメリット出ていますが、これからのことを考えるとこういう形で課題解決していくということによろしいかと思います。統合した後のことのケアが非常に重要になってくるので、それについても併せてやっていただけたらと思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは私の方から、資料の13ページに今後の日程、予定がございます。今回、ご可決いただいた場合、この予定に沿って地域の皆さん、</p>

	<p>保護者の皆さん、そして学校職員も含めて説明をさせていただくのですが、これから教育委員会会議で学区審議会への諮問内容と、学区審議会委員の皆さんの選任をしていただくことになろうかと思えます。教育委員会として、東台小学校を東原小学校に統合するという、通学区域を東原小学校の通学区域に合わせていくという方針が確定することになります。この学区審議会ではそういう方向に向けて子供たちが安全に通学できる通学方法のみに関わらず統合した後、委員の皆様がご心配になるようにどの様に東原小学校と東台小学校の子ども達が上手く融合していけるのか。その辺りのところを保護者の代表、あるいは地域の代表等の方からご意見をいただきながら実際に統合に向けた具体的な計画作りにそのご意見を活かしていきたいと思えます。この審議会が実際の子供たちの通学そして学校生活を進めていく上で保護者の声、地域の皆さんの声が反映される場にしていきたいと考えております。</p> <p>以上、そのようなことを含めまして、そのほかご意見等、ご質問はございますでしょうか。</p> <p>各委員 (なし)</p> <p>教育長 御質問がないようですのでお諮りいたします。第32号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>各委員 (異議なし)</p> <p>教育長 賛成総員と認め、第32号議案は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>○第33号議案（件数番号2）</p> <p>教育長 次に、件数番号2、第33号議案「ふじみ野市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則」の説明を社会教育課長よりお願いします。</p> <p>社会教育課長 第33号議案「ふじみ野市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。</p> <p>議案を2枚めくっていただき、新旧対照表をご覧ください。これまで、上福岡図書館及び大井図書館から比較的遠い地域の子どもたちに図書館サービスを提供するため、小学校6校（元福小、さぎの森小、駒西小、西原小、東台小及び三角小）へ、4月と8月を除き毎月1回本を載せたブックトラックが学校を巡回し、児童へ直接貸出を行ってありまし</p>
--	--

<p>教育長</p>	<p>た。貸出期間につきましては、貸出を受けた日から次の巡回日までの期間となっております。</p> <p>今年度から、より多くの子どもたちにとって図書館を身近に感じてもらえる機会となるように、小学校6校から全小学校13校へ広げ、12月から巡回いたします。</p> <p>しかし、これまでのように毎月1回全校を巡回することは、貸出本の確保が困難であるため、当面は学期に1回の巡回としております。</p> <p>また、貸出期間につきましては、図書館での貸出期間と同じ、2週間以内とするものです。ただし、直接、図書館まで返却することが難しいこともあることから、全小学校に週2回図書館支援員が常駐しておりますので、学校図書室でも返却を受ける予定としております。</p> <p>説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>この案件について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いいたします。</p>
<p>各委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>御質問がないようですのでお諮りいたします。第33号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>賛成総員と認め、第33号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>○第34号議案（件数番号3）</p>
<p>教育長</p>	<p>次に、件数番号3、第34号議案「ふじみ野市立上福岡西公民館の今後のあり方について」の説明を社会教育課長よりお願いします。</p>
<p>社会教育課長</p>	<p>第34号議案「ふじみ野市立西公民館の今後のあり方について」御説明いたします。</p> <p>議案を1枚めくっていただき、諮問（案）をご覧ください。令和3年4月に開館した「ふじみ野ステラ・イースト」及び、令和5年11月に開館した「ふじみ野ステラ・ウェスト」の両文化施設における公民館事業が定着・充実しつつある中、公民館という施設を前提とした社会教育事業のあり方について見直す必要が生じてまいりました。</p> <p>このような経過を踏まえて、令和5年11月7日に上申されましたふ</p>

じみ野市公民館運営審議会の建議を踏まえ、様々な場所で柔軟な社会教育事業の展開が可能となるよう、ふじみ野市立上福岡西公民館の今後のあり方について、社会教育委員の会議に諮問するものです。上申されました建議について、御説明させていただきます。

議案をもう1枚めくっていただき、ふじみ野市公民館運営審議会からの建議をご覧ください。去る11月7日（火）に行われました、令和5年度第4回ふじみ野市公民館運営審議会において、「公民館事業運営の今後の展開について～『学びの仕組み』の再構築～」について建議が上福岡西公民館長宛てに上申されました。現在、新文化施設の整備や、社会教育事業の一つである「地域学校協働活動」の本格的な始動等、公民館を取り巻く環境の変化により、公民館の事業運営方針に新たな視点を加える時期が到来していることを認識し、公民館事業の今後の展開等についてのご意見を提起いただいたものです。

資料をおめくりいただき、本文をご覧ください。本建議は、「1 これまでの公民館の取り組み状況について」として公民館事業運営の評価と確認、「2 公民館事業運営における課題と今後の展開について」として公民館事業運営の整理と再構築、「3 結びに」として期待する公民館事業運営の姿についての、3つの項目立てになっております。

中でも「2 公民館事業運営における課題と今後の展開について」では、公民館が取り組むべき8つの基本姿勢を整理していただき、表題にもあります「学びの仕組みの再構築」へのアプローチを具体的に示していただきました。この8つの基本姿勢について、概要をご説明いたします。

①人づくり（人材育成・人材発掘）。市民主体の地域に根差した事業を展開するため、地域に暮らす方々のさまざまな力を事業に活用する等、人材育成・人材発掘に努める。この「人づくり」の取り組みが、「地域づくり」の効果をもたらすところに公民館事業の本領があると言える。

②人つなぎ（ネットワークの構築・相談体制）。個々の市民の活動が、世代・地域・活動内容等の枠を超えて多角的に結び付くネットワークの構築に公民館事業が貢献することにより、市民の社会参加意欲の醸

成につながるとともに、効果的な事業運営も期待できる。また、社会教育主事等のスキルとネットワークを効果的に連携させた相談支援体制の確立につなげることも可能となる。

③学校・専門機関・他の組織・民間企業等「分野のエキスパート」との連携。産官学の各分野が専門的な事業展開を行っている現状、公民館はこうした「分野のエキスパート」と積極的に連携し、「人づくり」「人つなぎ」を効果的に絡めた事業展開を図る必要がある。

④「誰でも・いつでも・どこでも」参加しやすい事業の取り組み。現状においても市内文化施設や体育館等を活用した事業展開の取り組みが可能となっており、今後においてもより一層特定の場所にとらわれることなく、さまざまな場所・手法で、多様な世代や生活環境の異なる多くの市民の参加が促進されるよう、効果的な事業展開を推進する必要がある。

⑤「カルチャーセンター化」しない事業の構築。事業参加者の活動や体験を一過性のものに終わらせるのではなく、ボランティア活動や地域コミュニティ活動等、事業体験が活かされる継続的な活動へと参加者を結び付ける役割を公民館事業運営の中で果たすことが必要であり、そのための事業計画の見直しが求められる。

⑥類似事業の効果的見直し。③でも取り上げた、専門部署等の事業と公民館事業との区別がつきにくい現状がある。公民館事業が真に市民のための展開となるよう、社会教育主事を中心とした計画の見直しを図る必要がある。

⑦社会教育主事の活躍（民間企業の社会教育士との連携）。充実した公民館事業の展開を可能にするため、専門職を効果的に配置した職員体制の強化と、民間企業の社会教育士との連携を図ったさまざまな場所での事業展開への取組体制の強化を図る必要がある。

⑧情報発信の積極的展開。これまでの公民館事業運営における情報発信力については不足が見られるため、さまざまな媒体の利点と欠点を見極め、広域的な事業周知方法の研究と実践が急務である。

この内容について11月27日開催の社会教育委員会議で諮問させていただき、12月19日までの答申期限とさせていただきたいと考えて

<p>教育長</p>	<p>おります。</p> <p>説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p> <p>この案件について、委員の皆様から御質問がございましたらお願ひします。</p>
<p>富田職務代理</p>	<p>当初、ふじみ野ステラ・イーストが開館する時に公民館という名称がなくなってしまうということに関しまして、社会教育活動に対してマイナスではないかというご意見もあったかと記憶しております。こちらの建議の内容を拝見しますと、様々な形を柔軟に変えながら返って活性化が図られているというような内容を読み取らせていただきましたが、そのような認識でよろしいでしょうか。</p>
<p>社会教育課長</p>	<p>はい。今、ご質問いただいた通りふじみ野ステラ・ウエスト、そしてステラ・イーストでございますけれども、今現在これまでの公民館事業を拡大した形で事業展開が図られているという風に考えております。利用枠の拡大と合わせて利用者層の拡大、このようなことを今後は地域格差をなくすためにも、西公民館についても同様の取り扱いをしていきたいと考えております。</p>
<p>富田職務代理</p>	<p>今回、ふじみ野ステラ・ウエストが開館しまして、そういった市民発信といえますか、そういった形で社会文化活動をより活発にさせていただければなと思うところです。</p> <p>もう一点質問ですが、この文中に社会教育主事、社会教育士という名称が出てまいります。現在どのくらいの数の方が活躍されているのでしょうか。</p>
<p>社会教育課長</p>	<p>まず、社会教育士は、行政職ではなく一般の方が取得をするものです。また、社会教育主事は市内には10名程おりますが、公民館の方に配属されている職員につきましては、6名程度です。しかしながら、今後は社会教育主事の増員を図ってまいりたいということで、今年度社会教育課の方でも1名、社会教育主事の資格を取りまして、また、社会教育課及び学校教育課の職員も取得に向け社会教育主事講習を受講予定でございます。今後も社会教育主事を増員させていただきたいという風にも考えております。</p>
<p>富田職務代理</p>	<p>よく分かりました。そういった専門的な知識を持った方と市民の方の</p>

	<p>ネットワークを繋いでいただくということも是非、今後さらにお願いをしたいという風に思います。よろしくお願い致します。</p>
<p>吉野委員</p>	<p>11月7日のこの建議の内容をご説明いただきましたが、まさしくこのとおりだと私も思います。その中で大きな項目の2番の④「誰でも・いつでも・どこでも」参加しやすい事業の取り組みということで、事業参加者の年齢層ですが、ここにありますように中学生や高校生等のヤングアダルト世代や大学生等の青年層、こういった方々の利用状況はいかがでしょうか。</p>
<p>上福岡西公民館長</p>	<p>公民館の事業参加者、利用者も含め、やはり高齢者の方、現役をリタイアされてある程度余暇時間がある方が公民館を活用される、事業に参加されるという割合が多い状況です。また、小学生におきましては土曜日や学校が休みの日に当てた事業を行うことで参加いただくことが多いです。しかしながら、ご指摘の中学生、高校生、大学生や日中お仕事のある現役世代の方々が公民館を活用される、事業に参加されるということに対してのアプローチが満足にできていない状況でございます。ターゲットを絞って、その方々のいらっしゃる時間帯での事業展開はできるのですが、数多く行うということにはできていない現状です。また、公民館自体は、中学生、高校生が放課後に自主勉強の為に使われているという事例もございますが、公民館に積極的に関わってもらいたいという取り組みの中には、なかなか現状そういうような手立てを講じることができにくい状況でございます。</p>
<p>吉野委員 教育長</p>	<p>分かりました。</p> <p>今、館長が言ったように中学生、高校生、大学生も含めて若い人たちが「誰でも・いつでも・どこでも」、そして加えるならば「何度でも」学べるようなシステムを作っていくということがこれからの公民館にこだわらず社会教育事業のあり方の一つなのかなと思っております。今後、教育委員会としてこの文化施設等を活用した社会教育事業を展開していく時にどうしても必要になってくるのが、公民館運営審議会。このような組織があることで、それぞれの社会教育事業をより積極的に展開できるのではないかなと思っております。公民館があるから公民館運営審議会というものがありますけれど、それに代わる組織をこれから作っ</p>

	<p>ていくということが教育委員会の中での近々の課題だという風に考えております。公民館の今後のあり方の中で、公民館運営審議会に代わる組織をどのように作っていくのか、その辺りをいずれこの教育委員会議の中で議論をさせていただきたいなと思っております。</p> <p>ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。御質問がないようですのでお諮りいたします。第34号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>賛成総員と認め、第34号議案は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>○報告事項（件数番号5）</p> <p>次に報告事項に移ります。件数番号5「専決処理に関する報告について（令和5年度ふじみ野市一般会計補正予算（第6号）について）」を、教育総務課長から報告をお願いします。</p> <p>専決処理に関する報告について（令和5年度一般会計補正予算第6号について）、専決処理をしましたのでご報告いたします。</p> <p>本補正予算は、令和5年第4回ふじみ野市議会定例会に補正予算として提出する必要があり、議会の議決を経るべき議案として、ふじみ野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第3項に基づき教育長による専決処理をいたしましたので、同条第4項の規定により報告するものでございます。</p> <p>資料により、その概要を御説明いたします。資料を1枚めくっていただき、1頁になります。資料は、「繰越明許費」、「債務負担行為」を設定した事業になります。地方自治体は、「総計予算主義の原則」や「会計年度 独立の原則」を受け、一会計年度に使用する一切の収入及び支出、歳入歳出を見込み、歳出は、その年度においてのみ執行することができるとされております。</p> <p>今回の「繰越明許費」、「債務負担行為」は、それら原則の例外的取り扱いとして、単年度で終わらない工事などを翌年度に繰り越して支出できるようにするものや、当該年度には契約行為などを行い、翌年度以降、将来にわたり決められた年数、期間に、その債務を負担して解消し</p>
<p>各委員 教育長</p>	
<p>教育長</p>	
<p>教育総務課長</p>	

ていく事を確約する例外的規定となっております。

まずは「繰越明許費」になります。小学校費の「元福小学校特別教室等空調設備設置工事」についてです。この工事は、今後、元福小学校の児童増加、クラス増を見込み、5教室と給食配膳室の1室、計6室に空調設備の設置を行うものでございます。今年度は、6月から設計を行って参りましたが、この度、設計概要がまとまりましたので、引き続いて工事費予算2,879万7千円を確保し、工事に着手していくものでございます。工事までの予定としては、12月議会で、繰越明許費の補正予算ご可決頂いた後、令和6年1月中旬の入札後、速やかに工事に着手しますが、年度内の工期では、工事完了が難しいことから、翌年度に繰り越して、来年夏前の5月頃までを工期として工事を実施するものでございます。

続いて、小中学校の外トイレ改修工事でございます。対象学校は、大井小学校、西原小学校、大井西中学校でございます。工事発注は、小中学校抱き合わせの一括発注でございます。設計委託の入札が、一度不調となってしまい、その後2回目の入札も1社の応札となり、結果随意契約により決定しました。設計工期が9月26日の契約から2月末までとなっており、この度ここで、設計の概要がまとまりましたので、工事入札に着手いたします。しかしながら、年度内の工期では、完了が難しいことから、繰越明許費を設定し、翌年度にかけて工事を実施するものでございます。工事までの予定としては、12月議会で、繰越明許費の補正予算ご可決頂いた後、2月中に入札、その後、工事着手を予定しており、令和6年6月頃の完了を見込んでいます。金額は、小学校2校で965万円、中学校1校で510万円となっています。

続いて、あおぞら学校給食センターの調理室の空調及び換気設備の更新を行う工事となります。給食センター開設後18年が経過しており、空調設備が老朽化していることから令和5年度から令和9年度にかけて工事エリアを区分して計画的に改修更新を実施していくための予算となります。令和5年度は、調理室系統の13基の空調の更新になります。この度、設計の概要がまとまりましたので、令和6年1月中旬に入札、契約後工事に着手いたしますが、年度内完了が難しいことから、翌年度

に繰越し、夏休み期間に集中的に工事を実施し8月までの完了を予定しています。予算額は4,792万6千円となっています。

次に「債務負担行為」になります。「中学校武道場空調設備賃借料」については、福岡中学校、葦原中学校、花の木中学校の3校の武道場に13年間のリース方式で空調設備を導入することから、将来にわたる債務負担行為を設定するものでございます。概ね、月額97万9千円、年額1,175万3千円となり、この中には、保守点検費用も含まれており、部品交換の確保が難しくなる設置後約8年以降も安定運用を図ってまいります。

続いて、「あおぞら学校給食センターの土地賃借料」についてです。あおぞら学校給食センターは、敷地を地権者から借りて建設しておりますので、今後も継続して土地を借りる必要があることから、今後20年間の債務負担行為を設定するものでございます。

続いて、2頁の歳出、教育総務課の小学校施設管理事業及び、学校給食課のあおぞら学校給食センター管理運営事業は、先程の「繰越明許費」で説明した、工事内容について、工事費等に係る事業費予算を、歳出予算に計上したものとなっています。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

教育長

私の方から補足で説明をさせていただきます。中学校の武道場の空調設備ですが、なぜリースかと言いますと工事をする場合、設計を行ってから工事をするという二段構えですと2年かかってしまいます。やはり早急に入れた方が良いでしょうということで、今回はリースという形式をとらせていただきました。なお、武道場でのエアコンの活用というと、どうしても部活動の中での使用ということになります。そうすると、部活動の一部での利用で、費用負担はどうかということを考えますと、やはり武道場を部活動の中だけではなく地域開放していった方が良いでしょうかと。地域協働学校の一環として、武道場ですと地域の皆さんの体操やダンスをすとかそういう場にもふさわしいということで、学校を積極的に開放していくという観点から、昼間も地域に積極的に開放していきたいという思いも込められております。

以上のことにつきまして、ご質問いかがでしょうか。よろしいでしょ

各委員
教育長

うか。それでは、報告の内容のとおり承認してよろしいでしょうか。
(異議なし)

それでは、報告の内容のとおり承認することに決定いたしました。
以上で、公開とする議案及び報告事項の審議を終了いたします。
休憩します。

○報告事項（件数番号4）

それでは、ここからは非公開とします。

非公開

○非公開の解除

ここで非公開を解除し、改めて件数番号4 報告事項「専決処理に関する報告について（ふじみ野市教育委員会職員人事について）」は、ご承認いただきましたことを御報告いたします。

○各課からの報告

次に、ここで各課から別件で報告をしておくべき事項がありましたら
お願いします。

(各課長：報告)

ありがとうございました。

○次回の日程等

続いて、次回の定例教育委員会会議についてです。

次回は、令和5年12月20日(水) 午後6時30分から、会場は第
2庁舎3階B301会議室を予定しております。

なお、傍聴人の数ですが、5名までとさせていただきたいと思いた
すが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、次回教育委員会会議の傍聴人は、先着順に5名を限度とし
ます。

	<p>○閉会の宣告</p> <p>以上で、令和5年第11回定例教育委員会会議を閉会いたします。ありがとうございました。</p>
(午後7時45分)	